

令和6年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人熊本大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下、「グリーン購入法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和6年度の経緯

令和6年度においては、国立大学法人熊本大学が策定・公表した「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和6年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおり。

① 目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目は、100%を目標と設定し、全ての品目について、目標を達成することができた。

② 調達目標を達成できなかった理由等

該当なし

③ 判断の基準より高い基準を満足する物品等の調達状況

該当なし

（2）特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

物品の選定にあたり、エコマークの認定を受けている製品または同等のものを調達するように努め、OA機器、家電製品については、より消費電力が小さくかつ再生材料を多く使用しているものを選定したうえで、調達するよう努めている。

① 目標達成状況

目標を設定する品目について、目標を達成することができた。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

◎ 環境物品等の調達の推進にあたって、環境への負荷の少ない物品等の調達に努め、環境物品等の判断基準を超え高い基準のものを調達することとした。

また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達するよう努めた。

◎ 物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、グリーン購入法を推進するよう働きかけた。

(4) 当該年度調達実績に関する評価

本学は、高度な教育・研究及び社会共創等を通じた社会への貢献を使命として業務をおこなっている。本学の業務遂行における上記の調達実績から年度当初に設定した調達目標を達成していると認められる。

令和7年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、教育研究上の必要性等を考慮しつつも可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

本件に対する窓口

物品関係 財務部契約課

電話 096-373-5021

公共工事 施設部施設企画課

電話 096-342-3213